

育児中・不妊治療中の 職員を支援する制度

常勤・非常勤に関わらず、本学に勤務（非常勤職員の場合は6か月以上勤務（予定を含む））している方であれば、どなたでも以下の制度を利用できます。

ご利用にあたっては、事前に職場の上司にご相談ください。

なお、育児中・不妊治療中の働き方等でお困りのことがあれば、

ダイバーシティ推進部門へご相談ください。 2020年10月版

お子さまの授乳等を行う場合には、特別休暇が取得できます

生後1年に達しないお子さまを育てている職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合、1日2回それぞれ30分以内の期間が特別休暇（※注1）として認められます。

お子さまの看護を行う際は、特別休暇が取得できます

小学校就学前のお子さまを育てている職員が、その子の看護（負傷又は疾病のための世話、予防接種、健康診断を受けさせる等）を行う場合は、年（※注2）5日以内（対象となる子が2人以上の場合は10日）が特別休暇（※注1）として認められます。

育児・病後児保育支援制度もご活用ください（勤続年数に関わらず利用可）

0歳から小学校6年生までのお子さまをお持ちの全教職員（社会保険加入者に限る）を対象に、就労のためにお子さまを保育できない場合や、お子さまが病気や怪我の回復期で、登園・登校させることが困難な場合に、ベビーシッターによる在宅保育を利用した際にかかる利用料金の一部を補助します。

不妊治療中の方は、病気休暇が利用できます

不妊治療を受けている方が入院又は通院する場合で、その勤務しないことが相当であると認められるときは、年（※注2）に10日の範囲内の期間が病気休暇（※注3）として認められます。

注1：非常勤職員の場合は無給休暇 注2：非常勤職員の場合は年度 注3：非常勤職員（フルタイムのみ）の場合は無給休暇

～ご不明な点は、気軽にお問い合わせください～

千葉大学 ダイバーシティ推進部門

〒263-8522 千葉市稲毛区弥生町1-33

TEL & FAX : 043-290-2020（内線4043）

E-mail ryouritsu@office.chiba-u.jp

URL <http://www.gakuzyutsu.chiba-u.jp/>

